

介護老人保健施設 明寿苑短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人明寿会が開設する介護老人保健施設明寿苑（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設明寿苑
- (2) 開設年月日 平成5年1月14日
- (3) 所在地 福岡県田川市大字川宮 1569 番地の2
- (4) 電話番号 0947-45-3232 FAX 番号 0947-46-0888
- (5) 管理者名 上田 伸
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（4055680088 号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	医師（管理者）	1人
(2)	薬剤師	0人
(3)	看護職員	9人
(4)	介護職員	19人
(5)	支援相談員	4人
(6)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	
	・理学療法士	2人
	・作業療法士	1人
	・言語聴覚士	0人
(7)	栄養士	
	・管理栄養士	1人
(8)	介護支援専門員	2人
(9)	事務職員	4人
(10)	その他	4人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書等を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

※各種加算の算定を受ける場合は、以下列記する。

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

（1）短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なる。以下は1日当たりの自己負担分）

多床室		個室・特別室	
・要介護1	830円	・要介護1	753円
・要介護2	880円	・要介護2	801円
・要介護3	944円	・要介護3	864円
・要介護4	997円	・要介護4	918円
・要介護5	1,052円	・要介護5	971円

② 送迎費（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合）片道につき184円

③ 療養食加算（疾病治療用の食事）8円／回

④ その他加算料金

・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円／日
・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1日の介護サービス費総額×7.5%）円	
・ 夜勤職員配置加算	24円／日
・ 個別リハビリテーション加算（実施した場合）	240円／日
・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51円／日
・ 重度療養管理加算	120円／日
・ 緊急短期入所受入加算（入所後7日間に限る）	90円／日
・ 緊急時治療管理加算（3日を限度とする）	518円／日
・ 口腔連携強化加算（月1回を限度とする）	50円／日
・ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	10円／月

（2）介護予防短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

多床室		個室	
・ <u>要支援1</u>	<u>613円</u>	・ <u>要支援1</u>	<u>579円</u>
・ <u>要支援2</u>	<u>774円</u>	・ <u>要支援2</u>	<u>726円</u>

② 送迎費（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合）片道につき 184 円

③ 療養食加算（疾病治療用の食事） 8 円／回

④ その他加算料金

- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 円／日
- ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1 日の介護サービス費総額× 7.5%）円
- ・ 夜勤職員配置加算 24 円／日
- ・ 個別リハビリテーション加算（実施した場合） 240 円／日
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 51 円／日
- ・ 緊急時治療管理加算（3 日を限度とする） 518 円／日
- ・ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 10 円／月

（3）その他の料金

① 食費／1 日 1450 円

・ 朝食 400 円 ・ 昼食 540 円 ・ 夕食 510 円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 滞在費（療養室の利用費）／1 日

・ 多床室 430 円

・ 個室 1700 円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

* 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料をご覧ください。

③ 理美容代 男性 1500 円 女性 2500 円（別途資料をご覧ください。）

④ Wi-Fi 使用料 携帯電話等への Wi-Fi 接続をした際の使用料 1000 円／月

⑤ その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、ご要望に応じて当施設で注文や購入した場合に実費を徴収させていただきます。

（通常の送迎の実施地域）

第 10 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

田川市・群全域及び近隣市町村

（身体の拘束等）

第 11 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）

第 12 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が

発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、……………9：00～19：00 の間で可能です。
- ・ 消灯時間は、……………21：00 です。
- ・ 外出・外泊は、……………原則として 3 日前までに届け出てください。
- ・ 飲酒 ……………厳禁です。
- ・ 喫煙 ……………指定場所をお願いします。
- ・ 火気の取扱いは、……………厳禁です。
- ・ 設備・備品の利用は、……………原則として自由です。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………指定品に限らせていただきます。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………高額な現金や貴重品は持ち込まないようにお願いします。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………医師の許可が必要です。
- ・ 宗教活動は、……………下記参照。
- ・ ペットの持ち込みは、……………面会時に指定場所をお願いします。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1） 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- （2） 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- （3） 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- （4） 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- （5） 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- （6） 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 15 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備す

る。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（職員の服務規律）

第 16 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1）入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人明寿会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 19 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 20 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 21 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員

を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人明寿会 介護老人保健施設明寿苑の役員会において定めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第 23 条 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
 - 4 上記措置を適切に実施するために支援相談員を 1 名担当者とする。

（ハラスメント対策）

- 第 24 条 当施設は、介護現場における利用者や家族等によるハラスメント対策として、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築き、ひいては人材の確保・定着につながることを目的としたハラスメント対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

付 則

この運営規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。